

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和3年4月8日(木) 午前10時00分～午前11時00分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第2会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員
4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員
- 5 出席委員(9名)
1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員
4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員
7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 職務のため出席した者
局長 ：大倉 善充
局次長：吉田 武史
係員 ：坂川 裕磨
- 7 議案・報告等
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寿内隆史

署名委員

巽 茂樹

署名委員

田原喜信

令和3年4月8日（木）午前10時00分～午前11時00分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和3年第2回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、 4番、巽 茂樹 委員 5番、田原 喜信 委員 にお願いすることと致します。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p>
会長	<p>報告第3号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第3号の議案書をご覧ください。場所及び土地の状況につきましては添付資料にて地図及び写真をご覧ください。今回は計5件の報告となります。</p> <p>前回の令和3年1月の総会からになりますので、それ以降5件の農地転用、4条の届出が5件あったこととなります。</p> <p>残念ながら、5件中4件が既に転用されている案件でございます。事務局のみで現地確認をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>今説明が終わりましたが、少し時間を取りますので見て頂けたらと思います。何かご説明があったらよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>

木原委員	2番と3番はご家族で多分隣同士で、同じ写真が付いているので、この中での区切りだと思んですけど、片方が転用済みになっていて、片方がついていないので、そこがどうなのか教えていただきたい。
事務局	写真がカラーでないのでわかりにくいのですが、番号2の方は薄く黒い枠で囲っておりまして、奥の方が転用済みです。番号3の方は、近くの方に枠を囲っておりまして元々農地でありました。農地台帳に載っておるものを転用済みではない案件として処理しております。
会長	ありがとうございます。他にご質問はありますか。
事務局	補足なのですが、番号1につきましては、近隣の方から苦情があった件でございまして、番号1の写真を見て頂きたいです。添付資料をめくって3枚目です。こちらトラックが停まっているんですけど、市街化がかなり進んでいるところでして、駐車場にするのは農地転用上問題ないのですが、近隣に迷惑が掛かってしまいました。農業委員会事務局として、土地の所有者に対し、早朝から作業をしないようにと指導をさせていただきました。念のためお伝えさせていただきます。また、近隣の自治会長へも指導したことをお伝えさせていただきます。
会長	ありがとうございます。他に何かご質問等ございませんでしょうか。
浅田委員	今の話ですけど、農業委員は転用後のそういうふうな苦情とかも全部来るんですか。それを処理しないとだめなんですか。農地から駐車場とか諸々転用した場合に騒音とか出てきた場合、前から住んでいる人、横に住んでる人から苦情がでたら、自治会もあるやろうけど、農業委員もそこまで。
事務局	農業委員会に関しましては、農地台帳に登載されている農地であつたり登記上、田や畑のものに関して指導するというものになっておりまして、農地転用されてからについては、農地台帳に登載されていない土地になりますので、指導の権限は実際のところはございません。しかし、従前農地であつたということで、市民の方は農業委員会に来られる場合もありますので、そ

事務局	<p>の時は、騒音の場合は、環境政策課等担当部局と連携しながら指導をさせていただきます。 農業委員として指導することはないです。</p>
浅田委員	<p>自分の地区担当のところ、そういう事例があって、農業委員だからなんとかしてくれって言われたら、どうやって対応すれば良いかなと思って。</p>
事務局	<p>その場合は、事務局に報告いただければ対応いたします。 市役所全体で連携しながら対応いたします。</p>
会長	<p>他にございませんでしょうか。大丈夫ですかね。 それでは次に移りたいと思います。</p> <p>報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件についてです。こちらが本日最後の議題となります。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第4号の議案書をご覧ください。場所及び土地の状況につきましては添付資料の中の報告第2号の地図・写真をご覧ください。以上でございます。</p> <p>なお、本件は以前生産緑地でありましたが、買取申出があり、令和3年2月9日をもって、行為の制限が解除され、今回の転用の届出に至ったものでございます。 以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問等はありませんでしょうか。</p> <p>質問がないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。</p>